

## 平成23年4月1日から適用されます 障害年金加算改善法が施行されます

### 国民年金法等の改正

これまでは障害年金を受け  
る権利が発生したときに、受  
給権者によって生計を維持し  
ている配偶者や子がいる場合  
で、障害等級が1級または2  
級に該当する人に「障害年金」  
を加算していましたが、平成  
23年4月施行の「国民年金法  
等の一部を改正する法律」に  
より、障害年金を受ける権利  
が発生した後に、生計を維持  
することになった配偶者や子  
がいる場合にも届出によって  
加算することになりました。

### 3月までの加算対象は…

受給権発生時に、既に生計  
を維持する配偶者や子がいる  
場合には、受給権発生時※か  
ら加算対象となります。  
※受給権発生時の生計維持関  
係を確認していません。

### 4月からは加算範囲が拡大

① 4月1日以前から受給権発

生後に生計を維持する配偶者  
や子がいる場合には、法施行  
時※から加算対象となります。  
※平成23年3月31日における  
生計維持関係を確認すること  
になります。  
② 4月1日以降で、受給権発  
生後に生計を維持する配偶者  
や子を持つこととなった場合  
は、その事実が発生した時点  
※から加算対象となります。  
※婚姻、出生などの事実が発  
生した日の生計維持関係を確認  
することになります。

### 障害基礎年金の子加算運用の 見直しと児童扶養手当との関係

前述の法改正により、障害  
基礎年金の子加算の範囲が拡  
大され、併せて障害基礎年金  
の子加算運用についても見直  
されます。  
児童扶養手当は、子が障害  
基礎年金の子加算の対象であ  
る場合は支給されませんが、  
4月以降は、児童扶養手当額

が障害基礎年金の子加算額を  
上回る場合には、年金受給権  
者との間に生計維持関係が  
ないものとして取り扱い、子  
加算の対象としないことで児  
童扶養手当を受給することが  
可能となります。

① 児童扶養手当と障害年金の  
子加算の間で受給変更ができ  
る場合…両親の一方が児童扶  
養手当法施行令で定める障害  
(国民年金または厚生年金保  
険法1級相当)の状態にある  
ことで、配偶者に支給される  
児童扶養手当と障害年金の子  
加算で受給変更が可能となり  
ます。  
② 児童扶養手当と障害年金の  
子加算の間で受給変更ができ  
ない場合…母子世帯や父子世  
帯は、児童扶養手当と障害年  
金の子加算で受給変更ができ  
ません。

詳細については、下記まで  
お問い合わせください。

### 各問い合わせ先

【障害年金加算改善法について】

島田年金事務所 ☎ (36) 2211

役場生活健康課 ☎ (56) 2222

※年金の手続については4月1日以降にお願いします。

【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

役場福祉課 ☎ (56) 2224

## 森林づくり県民税が5年間延長 森の力再生事業・後期5カ年を実施

### 県民の意向を受けて継続

県では、平成18年度から「森  
林づくり県民税」を導入し、県  
民の皆さんのご理解とご協力の  
もとに、この税を財源とした荒  
廃森林の再生を目指す「森の力  
再生事業」を進めています。

「森林づくり県民税」は、前期  
計画が終了する5年目に見直し  
をすることになっていたので、  
県内28箇所でのタウンミーテ  
ィングや県民アンケートなどを実  
施し、多くの県民の皆さんから  
事業と課税の継続について賛同  
を得られました。この結果を受  
け、税率などは変更せずに、課  
税期間を5年間延長するととも  
に、県民の皆さんからの意見・  
要望を踏まえて「竹林整備面積」  
を拡大することとしました。

平成22年度の12月県議会定例  
会で「森林づくり県民税」の5  
年間延長が議決されたことを受  
け、「森の力再生事業」の後期  
5カ年をスタートします。

### 税の概要をお知らせします

#### 【税を納める人】

個人…県内に住所がある人ま  
たは県内に住所はないが県内  
に家屋敷などがある人  
法人…県内に事務所・事業所  
などを持つ法人など

#### 【税の期間】

平成18年度から10年間

#### 【納める額】

個人…年額400円(個人県民  
税均等割額に上乗せ)  
法人…年額千円〜4万円(法  
人県民税均等割額の5割)

各事業の詳細については、次  
までお問い合わせください。

#### 森林づくり県民税について

・静岡県経営管理部税務課  
☎ 054 (21) 2337

・静岡県交通基盤部森林計画課  
☎ 054 (21) 2613

・静岡県志太榛原農林事務所  
☎ 054 (64) 9243

### ●森の力再生事業の概要

期 間	平成18年度から10年間 (5年間延長)	
対 象 森 林	森の力を高める必要があり、森林所有者による整備が困難で、下草がないなど、緊急に整備が必要な森林12,300ha (当初計画12,300ha)	
整 備 の 内 容	人工林再生整備	手入れが行き届かないスギ、ヒノキの森林の整備 台風などの強風によって倒れた森林の整備
	竹林・広葉樹林再生整備	放置された竹林や広葉樹林の整備

### ●森の力再生事業の計画および実績

区 分	全 体 計 画	平成18年~22年度 実 績 見 込 み	う ち 川 根 本 町
人工林再生整備	11,920㍻	6,089㍻	260.23㍻
竹林・広葉樹林再生整備	380㍻	69㍻	0㍻
合 計	12,300㍻	6,158㍻	260.23㍻

### ●森の力再生事業の効果



(整備前)込み合った森林



(整備直後)40㍻の間伐を実施



(3年目)植物が発生

産業課 ☎ (56) 2226

生活健康課 ☎ (56) 2222 福祉課 ☎ (56) 2224